

## 維新时期地域における学習の高度化

### －明治初期神奈川県域の郷学の設置趣意書の検討－

森田智幸

(山形大学大学院教育実践研究科)

The purpose of this paper is to describe the differentiation of concepts between prefectural government and members of foundation of Go-Gaku (domain school) in each districts in Kanagawa prefecture. In one hand, Kanagawa prefectural government see Go-Gaku(domain school) in each districts as fundamental education institution. They valued learning through only recitation in schools of districts. On the other hand, members of foundation established Go-Gaku for enhancing the quality of learning in each districts. They produce opportunities not only for recitation but learning for deep-understanding.

[キーワード] 公教育, 郷学, カリキュラム, 学習方法, 協同的な学び

#### はじめに

本稿の主題は、明治初期神奈川県域における郷学の設置趣意書の検討を通して、地域の学習の高度化が主題の一つとして浮上していたことを明らかにし、維新时期の地域における公教育思想を複数性においてとらえ直すことにある。

郷学は明治期公教育制度に連続する過渡的形態として検討されてきた。その描かれ方の特徴の一つが、明治期小学校の前身としての郷学像である。この郷学像は、石川（1929）の研究を端緒としている。石川が着目したのは、郷学における武士以外の身分への教育の開放であった。石川は、「藩学の延長としての郷学」と区別される「庶民教育機関としての郷学」の存在を見出し、明治期小学校との連続性を指摘した。連続性の根拠となったのは「庶民」にとっての教育の実用性である。石川は、教育内容における往来物の導入に着目し、郷学において「庶民としての実学」を次第に重視する傾向を見出した。

実用性の一方で、「民衆」の動員装置としての特徴も描き出されてきた。八鍬（2003）は、長州藩や水戸藩を中心に郷学設置事例を検討し、郷学設置に際して地域で有志による誘致活動があったことや出席督促に応答していたことに「民衆の能動性」を見出し、藩の人材として「民衆」が動員される様相を明らかにした<sup>①</sup>。長州藩は土庶混交の部隊の編成を、水戸藩は尊王攘夷運動の担い手

の育成を必要とし、軍事訓練である「稽古」と、講義を聞く課程である「聴聞」の場として郷学を設置した。八鍬は、国民国家の成立が国民の能動性の組織化にある<sup>②</sup>ことを前提として、郷学をその過渡的形態として位置づけた。

郷学における武士以外の身分への教育の開放がもたらしたのは、教育内容における実用性の重視や人材登用に伴う「民衆」の動員という主題だけではなかった。その一つが共通教養を学ぶ場としての郷学の構想である。たとえば、八鍬（2003）によると、新発田藩の郷学では、学び手が周辺の学問ネットワークと結びつくことにより、藩や幕府に対抗勢力として維新変革の主体を担った「志士」を形成することにつながった。「志士」の形成に学問的素養を基盤とした「水平的ネットワーク」が機能した（三谷2004）ことを踏まえると、郷学には、藩士だけに限られていた学習の機会を他の人々に公開し、そのネットワークに参加するための共通教養を学ぶ機関としての側面を見出せる。

こうした側面に焦点をあてた研究として稻垣（2003）の研究がある。稻垣によると、明治初期郷学では、庶民と武士との間にあった二つの生活文化と教養とをそのまま反映していた近世の二つの教育課程を意識的に統合していた。稻垣による指摘は、郷学が地域の共通教養の学びの場を構想していたことを示唆している。従来の先行研究に

においては、「庶民」にとっての実用性や人材登用を目的とした地域人民の動員の機能を中心に検討してきたため、こうした地域における共通教養の学びの場としての郷学の側面については十分に検討されていない。

そこで本研究が対象とするのが明治初期神奈川県の事例である。明治初期神奈川県は、現在の神奈川県域に北多摩郡、西多摩郡、南多摩郡を加えた地域である（図1）。神奈川県は、県行政機構が寄場組合を単位として27の地区に分割し、各地区に学校を設立することを構想した。その構想は、1871（明治四）年8月「郷学校仮規則」「郷党議定書」に表され、各地域に発令された。先行研究においては、寄場組合という近世社会において成立した行政区画ではあるものの、村落共同体を超えた学区を指定し、学校を計画的に設置する点において「学制」に先行する画期的な構想として評価されてきた（石川・名倉1989）。



図1 明治初期神奈川県域  
『郷土神奈川の歴史』(ぎょうせい、1985年)より作成

注目すべきは、県の構想通り郷学が設置されたわけではない点である。内山（1971）は、郷学の実際の設置箇所を私家文書に基づいて検討し、県による設置計画とのズレを明らかにした<sup>3)</sup>。これにより、寄場組合単位での設置はほとんど見られず、村落共同体を中心として設置されていたこと、また、人や物の往来が多い街道沿いの設置が多くなったことが明らかになった。

県による構想と地域における設置の相違は地理的な側面だけではなかった。森田（2010）は、神奈川県浦賀に設置された東岸郷学校における教育課程について、「郷学校仮規則」筆写前後の教育水準の変容を、特に使用書籍に焦点をあてて明らかにした。東岸郷学校は、「郷学校仮規則」を筆写後、地域の初学者に対する教育機関への転換を迫られた。設立有志らは小学校の設置に向けて、改

めて初学者向けの書籍を購入するなど、当初構想した教育水準を下げるという対応を取らざるを得なかつた。設立有志らによる教育の構想と神奈川県による教育の構想との間にはズレがあつた。

ズレは使用書籍の水準だけにとどまらない。郷学設置の目的とそのために必要とした学習方法に着目すると、地域の設立有志は、地域の共通教養を学ぶ場として郷学設置に意義を見出していた。そして、共通教養を学ぶ場としての郷学にとって、学習の高度化は欠かせない主題として浮上していた。こうした主題は、人材登用の必要性を背景とした神奈川県による教育機会の門戸開放と教育の普及を目指した郷学設置計画と比較するとき、際立つ特徴として浮かび上がる。

こうしたズレを浮上させる手がかりとなるのは、神奈川県庁への報告や、周辺地域への周知を目的として設置の趣意を記載した一連の史料群である。各地域ではそれぞれ設置の趣意を提出書類や周辺地域への達類に表現した。本研究では、こうした史料群を「設置趣意書」と呼び、比較検討を通して地域の学習の高度化という主題の浮上を描き出す。

本稿では、三つの課題を設定し、地域の学習の高度化という主題が、明治初期神奈川県の地域の設立有志による郷学設置構想に浮上していたこと、そして、その主題の広がりを、特に南多摩郡の事例を検討することを通して明らかにする。

第一に、県の官吏の説諭をきっかけとして南多摩郡の各地域、特に小野路村の小野郷学、連光寺村の向丘勧学場設立有志により作成された郷学構想を検討する。その際、特に着目するのが設置の主題と学習方法である。結論を先に言うならば、地域の郷学が構想したのは、協同的に共通教養を学ぶ場の創造にあつた。

第二に、神奈川県による郷学の教育の構想を検討する。神奈川県による構想については、『神奈川県教育史』や先の内山（1971）において明らかにされてきた。本研究では、こうした先行研究に依拠しつつ、特に、進学ルートと学習方法に着目してその特色を整理する。神奈川県の構想は、人材の必要性という視点からの「民衆の動員」という主題を有していた。そこでは、個人の能力に焦点が当たり、学習方法に徹底した「暗誦」が採用されるなど個別化という特徴がある。

第三に、神奈川県の規則を筆写した後の各郷学

の展開を検討する。小野路村組合の小野郷学、日野宿組合の向丘勸学場設立有志は、神奈川県の定めた規則に対応する一方で、協同による学習の高度化という主題を持続、発展させた。

## 1 有志による郷学設置構想

### (1) 公的空間への参加主体の育成

#### ① 儒学による地域秩序の刷新

神奈川県では1871(明治4)年1月以後6月ごろにかけて、小参事大矢斧次郎が「勧農教諭書」の諭達を目的として、県内の各寄場を巡回していた。内山(1971)によると、大矢は同年1月15日、現在の町田市域にあたる小野路村寄場への訪問をきっかけとして、2月13日には藤沢宿場に、また、2月・3月中に大津・浦賀にも向かった。大矢がどのような「教諭」をしたのかについては定かではないが、県内各地の郷学の設置のきっかけの一つは、大矢によるこの説諭であった。中でも南多摩郡では、小野路村の小野郷学、日野宿連光寺村に向丘勸学場、長沼村に長沼郷学校など多くの郷学が設立された。

小野路村に設置された小野郷学は、同1871年1月25日に設立され<sup>4)</sup>、大矢による「教諭」をきっかけとして設置された郷学の中では最も早く開校した郷学である。

小野郷学設置の目的は、地域の人民に対して、儒学に基づいて「孝」を中心とした実践道徳を教育により普及する点にあった。

『学校興立諸控』(明治四年)の「郷学校設立につき達」<sup>5)</sup>では、設置の目的として、「農民子弟」が従来「性命」について「精微」に「談論」する機会をもたなかつたことを問題視し、「皇国支那西洋等之歴代治乱興亡国体人情に至る迄、粗々大意を弁知すること」を通して、「人倫五常之道を講明」することを目指すことを挙げている。

設立有志らが農民子弟に「人倫五常之道を講明」することを求めた背景には、地域秩序の刷新というねらいがあった。鶴巻(1999)によると、小野郷学の設立有志である石阪昌孝や小島為政は、1860年代以後、地域の指導者層として、村の内側から「安穏」を脅かす行為としての博打や争いごとや訴訟、また、怠惰や奢侈といった逸脱的行為を未然に防ぐことを課題としていた。

石阪らは、そうした地域における逸脱的行為を未然に防ぐために、教育という装置に期待してい

た。1869(明治2)年9月には、神奈川県宛の上申書「愚意之趣奉申上候書付」(明治二年九月)に、「巷説」として聞いた明治新政府による学校改革への期待を語っている。

期待された内容は儒学教育であった。鶴巻(1999)は、小野郷学設立当初に描かれ、教場に掲げられていた「行孝道之図」を分析し、小野郷学の教育のヴィジョンを明らかにしている。それによると、小野郷学の教育は、実践道徳の中心を「孝」とし、その学びを通して、「女郎買道」「博奕道」「大酒飲道」「農業不精道」の「横道四道」をまぬがれ、温厚・純朴の風俗としての「闡郷安穏」の秩序の達成を目指していた。

こうした地域秩序の刷新は、教育機会を広げることにより達成されるものであった。先の1871年9月の神奈川県宛の上申書「愚意之趣奉申上候書付」では、寺院を破滅して学校校舎とすること、また、「小前末々困窮之もの迄」集めて文字を学ばせ、休日には仁義五常、古今孝悌を聞かせることが主張された(鶴巻1999)。1871年1月、実際に小野郷学が設置されると、その構想はより具体的なものとなる。1871年の「郷学校設立につき達」では、地区内になるべく等しい距離になる場所の寺院を学校にすること、一区域に一つ学校を設けることとし、地区内全ての人々に教育の機会を広げようとする配慮があった<sup>6)</sup>。

身分制秩序に対して肯定的である「孝」を中心に据えた実践道徳の空間という範囲内ではあるものの、従来儒学を学ぶことのなかつた人民に対して儒学の学習機会を開くことを通じて、儒学の教養を中心とした実践世界への参入主体を増やすということが小野郷学の設置目的の中心にあった。

#### ② 地域行政の円滑化という文脈

神奈川県の小参事大矢斧次郎は、小野路村での「教諭」の翌日、1871年1月16日に日野宿を訪れ、同様の説諭をしている。『多摩市史』(1999)によると、大矢は「勧農」とともに「文字算筆道之道」を組合村々名主に説諭した<sup>7)</sup>。日野宿組合の大惣代兼連光寺村の名主、富澤忠右衛門は大矢の「教諭」を受け、1871年2月、「郷党勸学之建言」を神奈川県宛に作成した。

小野郷学設立有志が儒学による地域秩序の刷新という目的を掲げたのに対して、日野宿連光寺村の設立有志は、地域における行政の円滑化を設立の目的として掲げた。「郷党勸学之建言」では、

以下のように述べている。

当組合村々之義，平民者勿論村役人ニ至迄，無学之モノ而已多有之，御布告之御政度御触書等御廻達ニ相成候而茂，文意可徳仕兼候モノ有之候故，厚上意下江貫徹仕兼，私共ニオイテモ甚恐入候義ニ付，集会之都度々々意味解読申聞候様仕候得共，畢竟長立候者スラ右様之次第二而者，往々御用弁之御差支ニ茂相成，殊ニ先般御出役之上被仰渡候，難有御趣意相弁，組合内為教道勸学場取立，長立候モノ者不及申，小前末々之童蒙ニ至迄，勉学為仕度奉存候<sup>8)</sup>

「勸学場」設置の必要性は、日野宿組合村における、布告や触書の「上意下達」の困難により生じていた。富澤は、「上意下達」の「貫徹」を困難にする原因を、平民をはじめとする村役人も含めた「無学」にあるとした。勸学場は、「小前末々之童蒙」に至る迄の「無学」を解消するための「勉学」の場として設置された。

この建言書の起草者の富澤忠右衛門は、当時、連光寺村の名主であり、かつ、日野宿村組合の大惣代であった（史料館 1957）。寄場組合は、関東一円の村々に対して、治安や儉約などの取締を強化するためにつくられた自治単位であり、日野宿組合は日野宿、連光寺村、柴崎村をはじめとする43か村で構成されていた（史料館 1957）。富澤は、一村落の名主としての役割だけでなく、43か村に対して「上意下達」を貫徹する役割も担っていた。こうした課題と向き合ったとき必要となつたのは、布告や触書の受け手の学問の素養であった。「上意下達」という発信された命令の受信主体という限定下ではあるものの、日野宿組合においても、学問の機会を開くことを通して、公的世界の参入主体を増やすことが目的となっていた。

## (2) 協同性による学習の高度化

「郷党勸学之建言」における「無学」の問題は、意味理解をめぐる問題として解釈されている。富澤は「上意下達」を貫徹できない理由を「文意可徳仕兼候モノ有之候故」、すなわち組合村内の人民が、布告や触書の意味を理解できないという点に求めた<sup>9)</sup>。「郷党勸学之建言」では、当時、惣代らが布告や触書が発せられるたびに集会を開き、解説しなければならない状況にあったことを指摘している<sup>10)</sup>。

「無学」の克服が「無文字」状況の克服ではなく、学問の理解にあつたことは、向丘勸学場の学則である「郷党勸学場規則」からも伺い知ることができる。「郷党勸学場規則」では、「神典古史」を中心として、それに止まらず、漢学、蘭学も兼ねて学ぶこと、また、手習や算術については、上記学問の合間に学ぶこととされている<sup>11)</sup>。布達や触書の「上意下達」の貫徹には、学問の理解が欠かせないという目的から定められた学則であった。

小野郷学においても、「孝」を中心とした実践道徳の「普及」において重視されたのは、より高度な意味理解を中心とした学習への変革であった。

その対応の一つが「解説」による学習を中心とすることである。小野郷学の設立有志は、従来の学習がテキストの意味や解釈を対象とせず、経書を一字一句声に出して繰り返しを読むことに終始することを問題視していた。

設立当初小野郷学における教育は、8歳から19歳を対象とし、素読、習字、算術で構成されていたが、中でも素読の課程は表1に示すように「句読科」と「解説科」の二つの学科で構成された。

句	下級	孝經 大学
讀	中級	論語 孟子
科	上級	書經 礼記
解	下級	孝經 五代一覽
讀	中級	小学 十八史略 三鏡
科	上級	論語 神皇正統記 万国史略

表1 小野郷学学科  
「郷学校設立につき達」（『町田市史資料集』）より作成

「郷学校設立につき達」では、「句読科」と「解説科」の関係を以下のように述べている。

句讀之儀四書五經ヲ以通讀とすれとも、是力為ニ多く日月を費シ、且中庸易詩等之書、幼学之容易ニ解シ得可キニ非す、學業長進之後、是ヲ讀テ妨なし、孝ハ百行之本、幼学之急務右ニ此ヲ加へ、彼ヲ省キ以テ幼学句讀之科ニ定む<sup>12)</sup>。

この達によると、従来の教育課程では、四書五経の通読で多くの時間を費やしてしまう。そのため、中庸や易經、詩經など入門期には理解の難しい書を、学習が進んだ後に読むこととし、「解説」の機会を増やす構想にあった。

より高度な意味理解を中心とした学習を実現するため採用したのは協同的な学習方法であった。「解説科」は「輪講」と「解説」の方法で学ぶ

課程であった。1871年2月に定められた小野郷学の「学則」によると、「下等者」は孝経や九経、国史や洋書の「素読」を、「上中等者」は十則の「輪講」、経書五則の「解説」を日課としていた<sup>13)</sup>。「解説」や「輪講」は、18世紀以後、藩校や私塾において普及した「協同読書」の方法である。前田(2012)によると、「輪講」とは、参加者同士交互に講釈を行う学習であり、「解説」とは、書籍の解釈を中心とした議論を行う学習である。

「学則」では、協同的な読書を通して各自の理解を深めるために共有するべき作法も定められている。「僻論」(偏った意見)や「矯詞」(無理やり曲げて解釈すること)、「僥言」(でしゃばった意見)、「剽説」(意見の盗用)は、各自の理解を妨げる行為として禁じられた<sup>14)</sup>。また、応答の作法にも配慮している。学習者には、「気は從容として、弁難は詳尽す」こと、即ち、語り口はやわらかく丁寧にし、理解しきれない場合は、説明を尽くすことが求められた<sup>15)</sup>。また、一人ひとり学び手として平等な立場にあることも強調されている。参加者には、「富貴貴賤の所は論ずること勿れ」即ち、身分や経済状況などの差を議論に持ち込まないことが求められた<sup>16)</sup>。小野郷学では、こうした作法に基づき、各自意見を「発揮」し、協同性の中で「学識」を「増長」することが期待されていた。

## 2 神奈川県による郷学設置構想

### (1)指導的人材の養成という目的

神奈川県は郷学設置構想を、1871(明治四)年8月、「郷学校仮規則」と「郷党仮議定」の二つの規則に具体化し各地に送った<sup>17)</sup>。神奈川県の郷学構想の特徴は、郷学を指導的人材の養成の基礎教育を目的としている点、そして、徹底した暗誦という方法を採用し個別学習を推進した点にある。

「郷学校仮規則」と「郷党仮議定」の規則が発令されたきっかけは「人材養育」の必要性にあった。二つの規則と共にだされた「触書」には、「人材養育急務」のため郷学校を設置することに尽力すべきことが書かれている<sup>18)</sup>。

「人材養育」を目的として県内各地域に教育を普及する背景にあったのは、明治新政府の人材養成の要求であった。明治新政府は、1870(明治三)年7月に大学本校が廃止された後、大学南校において国家の指導的役割を担う人材を養成していた(教育史編纂会、1984)。神奈川県の構想した郷

学校は、東京の大学南校へと連なる、その末端に位置する教育機関であった。「郷学校仮規則」では、郷学校の教育対象を6歳または7歳から13歳までの間に限定し、13歳以上で特に秀でた生徒を「課業特進ノ輩」として、「横浜学校」、「東京ノ大学校」にて教育すると定められていた<sup>19)</sup>。「東京ノ大学校」とは明治新政府が東京に設置した大学南校のことをさしている。「郷学校仮規則」には、「東京大学南校規則」が添付されていた<sup>20)</sup>。

大学南校の生徒の多くは、諸藩から選抜された「貢進生」であった。「貢進生」の多くは英語を学んでいた。1871(明治四)年1月の貢進生は総数310人、うち英語219人、フランス語74人、ドイツ語17人であったという(教育史編纂会、1984)。

神奈川県による郷学設置の目的は、こうした大学南校に進学しうる人材を登用する機会を広げ、増やすことにあった。そのため、神奈川県は末端としての郷学校の教師に語学、特に英語の素養を求めた。神奈川県は大学南校とは別に、郷学の教師養成を目的とした独自の「貢進生」制度を定めた<sup>21)</sup>。「郷学校仮規則」では「貢進生」を組合村から選び「序下学校」に出すべきことを定めている<sup>22)</sup>。神奈川県は組合村に対して、「相応之人物」を「見立て」、「横浜学校語学処」へ「早々差出」することを求めた。「横浜学校」とは1871(明治四)年2月に「弁天」に設立された「修文館」<sup>23)</sup>を指している。「修文館」は「皇漢洋」兼学の教育機関として設置されたが、同年11月には「専ラ英語学ヲ教授ス英学所」となった。

また、他府県とは異なり、神奈川県が明治新政府の強い影響下に置かれていたことも背景の一つとして指摘できよう。村上(1985)によると、浦賀や横浜など諸外国との窓口を抱えていたため、神奈川県の長官は、地方行政官としての役割だけでなく、開港場の外交官、貿易を管理する財務担当者の役割も兼務していた。神奈川県の最初の長官には、新政府の外務次官の立場にある外国事務総督の東久世通禧が、また、初代知事には外務官僚の草分けでもある寺島宗則が就任したことはそれを象徴している。

郷学校に就学する対象者は「貧者」にも広げられた。「志シ厚キ者」が大学に「特進スヘシ」という規則があつただけでなく、「貧家」からの人材の動員も求めていた。規則には、家が貧しくて大学

に入れない人がいる場合は、村役人が協議して援助することを求めていた<sup>24)</sup>。

## (2) 暗誦中心の教育方法

神奈川県の構想する郷学校において採用された学習方法は徹底した暗誦であった。

「郷学校仮規則」によると、郷学校では表2のように学習内容が設定され、その内容は暗誦により学ぶこととされていた。「手習」の直後の但し書きには、「字体を学ぶ」ではなく「暗誦」を「専務」とすることとして「暗誦」の学習方法が強調されている。また、日課（資料1）によると、生徒には朝から就寝直前まで徹底した暗誦が求められていた。夙業（朝早く行う授業）として手習の暗誦、正業として句読の暗誦、夕方には数学を暗誦する。さらには、帰宅後にも、夜寝る前に暗誦することが「夜業」として求められていた。

手習	日本音 イロハ 数字 漢字 五十假名
	西洋音 二十六字 数字
	和漢様 本字假名マシリ
	西洋字 二字綴 三字 四字 五字 六字 七字
読本並 暗誦	地理書・歴史類 日本 漢土 西洋諸州
	窮理書類
	専門学 器械、農学、商学、兵学、航海、舎密
	漢学書

表2 郷学校仮規則における学科  
「郷学校仮規則」（『町田市史資料集』第一集）より作成

夜業	夕正業	食事運動	游息	正業	夙業
生徒帰宅シ暗誦シ寝ニ就クヘシ	数学暗誦	四二字マテリ	二字二字マテヨリ	十七二字ヨリテ	朝六字マテリ
		同タ七ツ時	同昼八ツ時	同朝九ツ時	日本の朝六つ時マテヨリ

資料1 郷学校仮規則における日課  
「郷学校仮規則」（『町田市史資料集』第一集）より作成

神奈川県の構想では、協同的な学びの場は横浜、東京に設置された上級学校進学者に限定されていた。神奈川県の構想する「郷学」は13歳までを対象とした学校であり、その後は、「課業特進ノ輩」や「志シ厚キ者」に限定して「横浜東京ノ学校」

において学習する構想にあった。「横浜学校」は、「輪講其外学門ノ上ニテ及議論」をするという協同的な学びの場として想定されている<sup>25)</sup>。

各地域において構想された郷学と同様、神奈川県の郷学も身分や貧富の差を問わず教育機会の門戸を開放した。しかし、人材登用を目的とした神奈川県の設置構想では、個人の能力によって学習方法が区別されていた。「輪講」や「議論」など協同的な学びの機会は、「課業特進ノ輩」という能力のある者に限定され、地域においては、文字の学習を中心とし、徹底した暗誦の学習が推進され、学習が個別化された。

## 3 「仮規則」筆写後の対応

### (1) 規則への照準

1871（明治4）年10月、日野宿組合では「布令」とともに「郷学校仮規則」と「郷党議定書」を筆写した。この「布令」により神奈川県は、各地域に規則に「照準」した学校を設置することを発令した<sup>26)</sup>。日野宿連光寺村の向丘勧学場設立有志は規則への照準を教育機会の一層の拡大として解釈し、対応した。『多摩市史』（1999）によると、1872（明治5）年1月、日野宿では大小惣代名義で各村に宛てて、郷学校に関する内容の「廻状」を通達している。これによると、日野宿では向丘勧学場だけでなく、柚木（現八王子市堀之内）、高幡（現日野市高幡）、日野宿（現日野市本町）、向ヶ岡（現多摩市連光寺）の各村にも教場を設ける構想であった。講師に村岡笠城を迎えた、表3に示す日程で講義のため出勤することが決まった。

柚木学校	堀之内村	2・7の日
高幡学校	高幡村	3・8の日
日野学校	日野宿	4・9の日
向ヶ丘学校	連光寺村	5・10の日
休講日		1・6の日

表3 日野組合郷学校廻状  
『多摩市史』通史編2近現代より作成

就学についても各村に対して督促がなされた。先の「布令」を筆写した資料には、「村長」名義の文書で、6歳以上の子弟を必ず就学させる旨が村内に通達されている<sup>27)</sup>。なお、学習内容についても、規則に照準する対応をしている。同資料では、規則への対応の一つとして、「皇漢洋」偏りなく学ぶことの重要性が通達された<sup>28)</sup>。

小野郷学設立有志らも、神奈川県からの規則を受けて、1872年5月、改めて「小野郷校趣意書」

を作成した<sup>29)</sup>。その具体的な対応は、「特科」の設置である。「特科」は、横浜や東京の上級学校に進学する見込みがある者に対して国史や歴史学、洋書を学ぶ機会を用意することを目的として設置したものである。「小野郷校趣意書」によると、小野郷学設立有志らは、神奈川県による一連の布達から神奈川県の構想の目的を、「人才門閥ヲ論セス、抜擢微庸草莽ニ及ヒ、敏捷顕脱ノ才ヲ育殖」すること、即ち、門閥を問わず人材を抜擢し、指導的人材を育成することとして解釈し、対応した。

## (2) 地域における学習の高度化の展開

小野郷学では「特科」を設置し、指導的人材の養成という神奈川県の目的に応じる一方、従来からの実践を継続した。

先の「小野郷校趣意書」によると、優先されたのは開校以来の実践の継続であった。「小野郷校趣意書」の第一の趣旨は、開校以来続けてきた実践の意義を主張する点にあった。「小野郷校趣意書」によると、その意義は「野人の学」を学ぶことにあるという。「野人の学」とは、「都邑」の学と対置される学問であり、異なる意義をもつ。「都邑」においては、古きを去り、新しきを摂取することが中心となる。一方、「野人ノ学」にとっては、先人の言葉や行動に学び、善行を積み重ねることこそ重要であり、「野人ノ学」を学ぶことを通して地域の秩序を良化することにある。設立有志らは、都会とは異なる地方における学習の意義という観点から開校以来の実践を継続することを「最モ臣等ノ懇願スル所」とした。設立有志らにとって「特科」の設置という対応は、あくまで「等閑古轍ニ羈縛致置候ハ王化ヲ沮ムニ異ナラス」になることを避けるため、即ち、王化の妨害を避けるための対応として副次的なものとして位置づいていた。

「小野郷校趣意書」の最後には、1871(明治四)年2月に作成した「学則」を添付しており、協同的な学びによる地域の学習の高度化を継続することが小野郷学としての規則筆写後の対応の中心であった。

日野宿郷学校でも、意味理解の学習機会を設ける方針を継続し、その構想をさらに具体化させた。たとえば、設置当初は組合村近隣の人物に教師を依頼していた(多摩市史編集委員会1999)のに対して日野宿郷学校では、岡山から教師として儒学者村岡笠城を招いた。『日野市史』(1987)によると、村岡は、1877(明治十)年の錦絵に、工部卿

伊藤博文、文部大輔田中不二麿、福沢諭吉らと並んで描かれるなど、すぐれた才能の持ち主として評価されていた人物であった。

教師の招聘だけでなく、組合村内の寺子屋の師匠を村岡の講義に参加させることを通して、高度な学習機会を設ける構想にあった。先の「廻状」には以下のような通達も記載されている。

右之通日割取極、講師村岡笠城先生出席講議  
相勤候間、村役人は勿論、筆道師範之者門弟一  
同召連、其外有志之者出勤有之候様、御周旋可  
被成候也<sup>30)</sup>

村岡による講義には、「村役人」はもちろん、寺子屋師匠である「筆道師範」とその「門弟」も出席することが求められた。寺子屋師匠についても、学問の内容を理解することが求められたのである。

学問の理解のために採用された方法は協同的な学習方法だった。郷学校では、講義だけでなく、講釈や解説、質問の機会が設けられた。富澤は、1872年2月、村岡に対して郷学校の課程を作成するよう依頼した<sup>31)</sup>。村岡が作成した「郷学校日課」では資料2のように定められた。

五 十	四 九	三 八	二 七	一 六
講復 習	日素 用読 学	解素 読	講素 読	講素 読朝 小學
右書 同断	右同 断	質右 問同 断	國右 史同 略断	日本時 学日ヨリ
九ツ時 ヨリ	同断	同断	九ツ時 ヨリ	九ツ時マテ 九ツ時マテ 但朔日休日

資料2 郷学校日課  
「郷学校日課」(『多摩市史』資料編三)より作成

学習方法に着目すると、「郷学校日課」では「素読」と「講釈」が基本となっている。一・六の日、二・七の日に「素読」、「講釈」を行い、三・八の日は「講釈」のかわりに「解説」と「質問」の機会が設けられ、四・九の日は「日用学」が設けられている。五・十の日は「素読」のかわりに「復

習」が設定されている。

武田（1969）によると、素読は、字句の意味を問わず、一字一句略することなく読むことである。それに対して講釈は、今日の講義とは異なり「読む書の意味内容を講究（考究）すること」、すなわち「経史等の意味内容（義）」を考え、理解することを含んだ学習であった。そして、講釈は、下見と呼ばれる予習や、復読と呼ばれる復習、さらには質講（質疑、質問）、会講（輪講、会読、解説）といった協同的にテキストの意味や解釈を学ぶことも含んだものであった。

日野宿郷学における意味理解を中心とした学習も、小野郷学と同様に、「解説」や「質問」という協同的な学習を通して可能になるものであった。高名な儒学者を教師として招聘し、その機会に寺子屋師匠とその門弟を参加させる方略に、地域における学習の高度化の主題が持続し、発展している様相が表れている。

## おわりに

明治初期神奈川県域においては、複数の郷学構想が併存する状況にあった。一方では、神奈川県による人材登用を目的とした郷学構想があり、また、他方では、地域秩序の刷新や地方行政の円滑化という目的の下、地域における共通教養の学びの場としての構想があった。

人材登用という目的を背景とした神奈川県の郷学構想は、地域の教育機関を基礎教育機関としての役割に限定し、そこでの学習を個別化する特徴をもっていた。神奈川県の構想した郷学は、夜寝る前にも暗誦することが求められるなど、暗誦という方法が徹底され、個別に学習する場として構想されていた。また、その後の学習の機会は、地域ではなく、横浜や東京に設置され、能力ある者に限定されていた。

一方、各地域では、共通教養の学びの場として郷学を構想し、地域の学習の高度化が主題として浮上した。その構想は、入門期の学習の変革をも含むものであり、入門期以後の学習機会を地域につくりだすだけの構想ではなかった。小野郷学では、「解説」の課程に円滑に移行するために「句読科」のカリキュラムの改善も行った。日野宿郷学では、手習所の師匠にも郷学の講釈への出席を求め、地域の学習全体の高度化を図った。

地域の学習の高度化を推進するために着目され

たのは学習の協同性であった。小野郷学では「解説科」が「正学」として設定され、よりよく学ぶために「解説」時の作法も定められた。「解説」に際しては、「富貴貴賤」を論じることなく、意見を議論しあうことで「知識の増長」が目指された。

日野宿郷学においても、岡山県から教師を招聘し、講釈を中心とする教育課程を導入し、解説や質問といった、テキストの意味や解釈を協同的に学習する場が用意された。同様の構想は、1871（明治4）年8月に日野宿の隣の東長沼村に設置された長沼郷学の構想にもみられる。長沼郷学では、素読、講義、会読、詩会の課程が設置された<sup>32)</sup>。

設立有志らが構想した郷学は、「学制」に伴う小学校の設置に向け、神奈川県では1873（明治6）年2月以後、神奈川県による規則をきっかけとして廃止される。たとえば、小野郷学では同年3月に「小野郷学解体御届」<sup>33)</sup>を県宛に提出した。その中では郷学における教育活動を「旧来之学観」とし、「子弟之開花進歩ヲモ阻隔致候程相当候」のもの、すなわち、郷学の実践は開化に伴う進歩を妨げるものと位置づけられた。

郷学の設置構想を検討すると、明治初期地域において地域の学習の高度化が公共的な主題として浮上していたことがわかる。学習の高度化を推進する中心には、協同的な学習方法の採用があった。竹村（2012）によると、明治以後になっても、経書の協同的な学びは、明治以後の様々な学問を学ぶ上で有効だったことが学習者の視点から語られたという。会読や輪講による学びを、発音を重視する英語学習には向かないとする一方で、文義や字義の理解を中心とした「読書力」の向上や「熟考」する能力の向上にとって大きな意義がある方法として評価され続けた。

地域の学習の高度化に際しては、ただ学習の協同性に着目し、意味理解を中心とした学習の場を構築するだけでなく、設立有志たちは、入門期の学習の変革、手習所の師匠の学びを含め、総合的に学習の高度化にアプローチしていた。

しかし、地域の学習の高度化に総合的にアプローチする挑戦は、「学制」を出発点とする近代化の過程で、小学校の設置という目標に集中することになり、「解体」という形で公共的な議論からは背景に退くこととなった。その後の展開を明らかにすることを、今後の課題としたい。

## 注

1) なお、郷学研究は、津田(1979)による「民衆」の自立的な教育機関としての「第三種郷学」カテゴリーの提起をきっかけとした「第三種郷学論争」において多くの事例検討が行われることにより進展した(石島庸男「郷学校の組織化過程よりみたる教育近代化の前提」『教育学研究』第31巻3号、同「幕末期『堺』の教育構造と郷学書の位置」『日本史研究』第一九一号、日本史研究会、同「後進地号学の二態様—維新期の米沢藩～置賜県の事例一」『日本の教育史学』第30号、1987など)。

久木・山田(1989)は、福山藩の事例を対象として津田(1979)の「第三種郷学」カテゴリーを批判的に検討し、「村もち手習塾」に代表される「民衆の共同的教育営為」とは対置される、「権力の枠内」にある教育機関として郷学を位置づけた。本研究では、郷学が自立的であるか否かについては直接的な検討対象とはしない。「第三種郷学」論争以外にも、片桐芳雄による愛知県の義校を対象とした研究など多数の事例研究の蓄積がある(片桐芳雄「郷学(義校)の教育—愛知県を中心に」『学校教育研究所年報』第38号、学校教育研究所、1994年)。

2) 『教育思想事典』の「公教育」の項を執筆した越智康詞は、日本の教育の近代化の特徴を、「市民社会のロジック」ではなく「国家権力主導」にあると指摘している(教育思想史学会『教育思想事典』勁草書房、2000年)。

3) 内山は、本論文内で『布達全書目録明治四年第一編第十三号』と、各地域の日誌文書を手がかりにして大屋小参事の各地の訪問日程の考察をおこなっている。

4) 小野郷学については、すでに自治体史、自治体教育史をはじめとした先行研究により多くの史料が見つかっている。例えば、町田市史編纂委員会(1976)『町田市史 上巻』町田市、東京都町田市教育委員会(1988)『町田市教育史 上巻』東京都町田市教育委員会、同(1992)『町田市教育史 史料編』などがある。中でも『町田市史資料集』の第一集の「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」には多くの史料が収録されている。

坂根義久(1974)「民営郷学校の一考察—とくに小野郷学について—」東京教育大学付属駒場中高等学校研究係『研究報告』13号、1-19頁は代表的な先行研究である。本論文においては、

先行研究の蓄積を踏まえ、『史資料』の記述と実際の史料から読み取れることとを比較検討したい。

5) 「郷学校設置につき達」(明治四年)「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集、147-149頁。本達は、地区内村落に対して開校した趣旨を達したと思われる文書である。

6) 同上史料。

7) 多摩市史編集委員会編『多摩市史』、44頁。

8) 「郷黨勸学之建言」明治四年二月、多摩市史編集委員会『多摩市史』資料編三近代、多摩市、1995年、60-61頁。

9) 同上史料。

10) 同上史料。

11) 「郷党勧学場規則」(明治四年二月)、前掲『多摩市史』資料編三近代、61-62頁。

12) 前掲「郷学校設置につき達」(明治四年八月)。

13) 「学則」(明治四年二月)前掲「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集、164-165頁。

14) 同上。

15) 同上。

16) 「学則」(明治四年二月)前掲「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集、164-165頁。

17) 内山(1971)によると、「郷党仮議定」「郷学校仮規則」の2つの触書には、別に「二十七ヶ所等の達」という発送経路の異なる内容のほぼ同一の布達が存在している。「上級の教育機関への進学」、「学校世話役」に関する記述に於ける相違があるなどの両者の相違点は、前掲内山「神奈川県の郷学校とその周辺」に詳しい。本論文では、教育課程に関する記述に焦点をあてることから、「郷党仮議定」「郷学校仮規則」を用いる。

18) なお、神奈川県庁文書には、「郷党仮議定」「郷学校仮規則」は焼失のため残っていない。一方、各地域の郷学の史料には、筆写したものが確認できる。筆写の状況によると、2つの規則は「触書」の添付資料であった。本論文の対象とする小野郷学、日野宿郷学においても筆写を確認できる。

19) 「郷学校仮規則」(明治四年八月)、前掲『多摩市史』資料編三近代、64-70頁。

20) 同上史料。「郷学校仮規則」の「大学ニ進ムノ順序」には、「東京大学南校規則」を添付している旨の記載がある。

- 21)「貢進生、横浜学校語学処へ差出しの達し」(明治四年八月) 前掲「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集, 150 頁。
- 22)前掲「郷学校仮規則」。
- 23)神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第五巻政治部四, 神奈川県立図書館, 1969 年, 85 頁。
- 24)前掲「郷学校仮規則」。
- 25)前掲『神奈川県史料』85 頁。
- 26)「布令の写し」(明治四年十月) 富沢政宏家文書(史料番号 1044-3) 多摩市立中央図書館蔵。
- 27)同上史料。
- 28)同上史料。
- 29)「小野郷校趣意書」(明治五年五月) 前掲「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集, 162-165 頁。
- 30)「日野組合郷学校廻状」(明治五年一月十五日) 酒井宗一郎(2002)『[改訂] 多摩市の郷土史』上巻, 私家版, 175 頁。
- 31)「教師の職務内容につき書状」(年不明) 前掲『多摩市史』資料編三近代, 78 頁。年不明の史料であるが, 村岡は明治五年一月以後採用が決まったため, それ以後の史料である。
- 32)「長沼村郷校規則(写)」(明治五年) 稲城市編『稻城市史』稻城市, 1997 年, 33-34 頁。
- 33)「小野郷学解体御届」(明治六年三月), 前掲「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係一」『町田市史資料集』第一集, 165 頁。

### 引用文献

- 日野市史編さん委員会(1987)『日野市史』通史編三近代(一), 日野市史編さん委員会。
- 久木幸男・山田太平(1989)「郷学福山啓蒙所の一考察」『横浜国立大学教育紀要』第 29 号, 1-29 頁。
- 稻垣忠彦(2003)「郷学校の発展と学習内容」『帝京大学文学部紀要教育学』第 28 号。
- 石川謙(1929)『日本庶民教育史』刀江書院。
- 石川謙(1965)『近世の学校』高陵社書店。
- 石川松太郎・名倉英三郎(1978)「神奈川の郷学校」寺崎昌男ほか編『近代日本教育の記録』上, 日本放送出版協会, 79-91 頁。
- 神辺靖光(2004)「明治初年・武相郷学校の学習形態」幕末維新期学校研究会『近世日本における生涯教育システムの成立と発展に関する全體論的研究 I』幕末維新期学校研究会, 21-36 頁。

- 教育史編纂会(1984)『明治以降教育制度発達史』(復刻版)芳文閣。
- 前田勉(2012)『江戸の読書会—「会読」の思想史一』平凡社。
- 三谷博編(2004)『東アジアの公論形成』東京大学出版会。
- 森田智幸(2010)「『学制』以前に設立された『郷学』における中等教育レベルの教育課程の構想」『日本の教育史学』第 53 集, 4-16 頁。
- 村上直(1985)『郷土神奈川の歴史』ぎょうせい。
- 史料館編(1957)『富澤家文書目録』史料館。
- 武田勘治(1969)『近世日本学習方法の研究』講談社。
- 竹村英二(2012)「江戸後期における儒学テクスト読解の作法—「練熟」「組織セル念慮」の醸成装置として—」『日本研究』No.46, 国際日本文化研究センター。
- 多摩市史編集委員会(1999)『多摩市史』通史編二近現代, 多摩市。
- 津田秀夫(1978)『近世民主教育運動の展開—含翠堂にみる郷学思想の本質』御茶ノ水書房。
- 鶴巻孝雄(1999)「教育, 文明・国家, そして民権—明治前期中間層の秩序観」『人民の歴史学』第 138 号, 東京歴史科学研究会。
- 内山剛一(1971)「神奈川県の郷学校とその周辺」『神奈川史談』第十三号, 神奈川県立図書館。
- 八鍬友広(2003)「『説諭』から『教育』へ—幕末維新期における郷学の歴史的位置」『日本史研究』No.488, 36-54 頁。

[付記] 本研究は「19 世紀後半郷学における共通教養教育の構想の変容過程に関する研究」科学研究費補助金 若手研究(B) 25780463 研究代表者: 森田智幸) の一部として行われた。